

つくば市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

つくば市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）。以下「耐震改修促進法」という。」に基づく『つくば市耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、都道府県耐震改修促進計画に基づき策定することとされていますが、令和3年1月、茨城県耐震改修促進計画の計画期間が1年延長されたことを受け、現行の「つくば市耐震改修促進計画（平成20年3月策定）」で令和2年度までとしている計画期間を1年延長し、令和3年度までとします。

次期「つくば市耐震改修促進計画」の策定については、茨城県耐震改修促進計画の内容を踏まえ、令和3年度以降に策定予定です。

<計画期間の延長>

現計画期間：平成20年度～令和2年度
変更後計画期間：平成20年度～令和3年度

<参考：現状の耐震化率>

建築物の種類	現状の耐震化率	備考 (耐震化率の時点等)
住宅	88.3%	平成30年度末
民間の特定建築物等	86.1%	令和2年12月末
市有の特定建築物等	100%	令和2年12月末